

受付印

住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例適用申告書

令和 年 月 日

(あて先) 南魚沼市長

申告者(納税義務者)の住所

申告者(納税義務者)の氏名又は名称

電話

住宅のバリアフリー改修工事が完了したため、南魚沼市税条例附則第9条の3第8項の規定に基づき、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の規定による減額について、次のとおり申告します。

バリアフリー改修をした家屋	家屋の所在地	南魚沼市		
	家屋番号		種類	
	床面積	m ²	居住用面積	m ²
	建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	地方税法施行令附則第12条第28項の規定に該当する者について	氏名		
		住所		
	該当項目(いずれかに○)	1. 65歳以上(※1の①) 2. 要介護認定又は要支援認定を受けている者(※1の②) 3. 障がい者等(※1の③)		
バリアフリー改修工事に要した費用の額	円	地方公共団体からの補助金の額	円	
居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費の給付額	円	バリアフリー改修工事の完了年月日	年 月 日	

※1 地方税法施行令附則第12条第28項の規定に該当する者

- バリアフリー改修工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日(当該改修工事が完了した日が1月1日である場合には、同日)における年齢が65歳以上の者
- 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者又は同条第2項に規定する要支援認定を受けている者
- 地方税法施行令第7条に規定する障がい者の範囲にある者

※2 添付書類

- ※1の②に該当する場合は介護保険法による被保険者証の写し
※1の③に該当する場合は該当する旨を証する書類(手帳等)の写し
- 増改築等工事証明書または、改修工事に係る明細書(バリアフリー改修工事の内容及び費用を確認できるものに限る)及び領収書
- 改修工事施工前、施工後の写真(バリアフリー化されたことがわかるもの)
- 補助金等の交付を受ける場合は交付決定通知書、居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費の給付を受ける場合は給付決定を受けたことが確認できる書類
- バリアフリー改修工事が完了した日から3ヶ月を経過した後に申告書を提出する場合には、3ヶ月以内に提出することができなかった理由を記した書類

住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例

1. 制度の概要

高齢者、要介護認定または要支援認定を受けている者、障がい者等が居住する住宅（賃貸住宅は除く。）について、平成19年4月1日から令和8年3月31日までの間にバリアフリー改修工事を行った場合、適用要件を満たしていれば、市に申告すると固定資産税が減額される。

2. 対象区域

限定なし。

3. 既存住宅の要件

新築から10年以上経過した家屋であること。また、併用住宅の場合は、居住用床面積が家屋全体の床面積の1/2以上であること。

4. バリアフリー改修の要件

- ① 改修工事の内容（次のいずれかに該当するもの）
 - ・通路出入り口（廊下等）の拡幅
 - ・階段の勾配の緩和
 - ・浴室、トイレの改良
 - ・手すりの設置
 - ・屋内の段差の解消
 - ・ドアの引戸、折戸への取替え等
 - ・床材の滑りにくいものへの取替え
- ② 地方公共団体からの補助金や居宅介護住宅改修費または介護予防住宅改修費の給付等を除いたバリアフリー改修に係る工事費の合計金額が50万円以上であること。
- ③ バリアフリー改修を行った住宅に、65歳以上の者、要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障がい者等が居住していること。
- ④ 当該家屋の改修後の床面積が50㎡以上であること。

5. 減額の対象及び特例の適用

- ① バリアフリー改修工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の家屋に係る固定資産税（1戸当たり100㎡を限度）を3分の1減額する。（1年度限り）
マンション等の区分所有家屋については、各専有部分単位での適用
- ② 新築住宅の特例、耐震改修の特例等（省エネ改修に係る特例を除く）と同時には適用されない。
- ③ 一戸又は一の専有部分については、この減額措置の適用は1回限りとする。

6. 納税義務者からの申告

減額を受けようとする納税義務者は、工事完了後3ヶ月以内に必要な書類を添付して、市に申告しなければならない。